○ 総務省告示第 中

別紙4-1

○月○日)から施行する。り定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十七号)の施行の日(令和○年準用する同法第二十四条の八第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を炊のとお電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)を実施するため、同法第二十四条の十二第二項において

証明書を定める件)は、今和○年○月○日限り廃止する。なお、平成十九年総務省告示第五十八号(登録外国点検事業者検査職員が携帯しなければならない

令和 年 日 日

総務大臣 〇〇 〇〇

- 表面

第号

登録外国点検事業者検査職員証明書

この証明書を携帯する職員は、電波法第24条の12第2項において準用する同法第24条の8第1項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。

所 属 名 氏 付 年 月 交 日 月 有効期限 日 務

省

総

印

裏面 \mathcal{O}

CERTIFICATE

Mr/Ms.

Inspector of Registered Private Foreign Examination's Agent

Ministry of Internal Affairs and Communications JAPAN

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第二十七号)の施行の日(令和○年○月○日)から施行する。法を定める件)の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年法律き、平成四年郵政省告示第六十一号(船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八条の五第四項の規定に基づ

令和 年 月 日

総務大臣 〇〇 〇〇

規定の破線で囲んだ部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

.,		改 正 後		+			改	
K		•		H.	#K		T	
東	設備の機器	- 低 	例の 項目		東衛 北	政備の機器	乓:	検の項目
機器 信設備の 備及び受 一 送信設	器 無線設備の機 ① 超短波帯の	[證]	[2]		機器 信設備の 舗及び受 当 送信認	器 無線設備の機 凹 超短波帯の	[區刊]	[屆刊]
		状態の確認 の 送信装置の作動	(任意の一周波教)信の相手方との通信の良否イ 免許記録に記録された通教) 教) 偏差の良否(任意の一周波) 周波数及び空中線電力の				状態の確認 3 送信装置の作動	(任意の一周波数) の相手方との通信のロイ 免許状に記載された数) 福差の良否(任意の一下 周波数及び空中線電
		[盤]	[盤]				[匠斗]	[匠斗]
	金器・金銭・金銭・金銭・金銭・金銭・金銭・金銭・金銭・金銭・金銭・金銭・金銭・金銭・	[證]	[盗]			を機器 帯の機器 後帯の と の の の の の の の の の の の の の の の の の の	匠山	[區刊]
		状態の確認の、送信法置の作動	次数) いて、それぞれ任意の一周(中短波帯及び短波帯につ(中短波帯及び短波帯につ信の相手方との通信の良否 イ 免許記録に記録された通任意の一周波数) 短波帯について、それぞれ属差の良否(中短波帯及び空中線電力の				状態の確認の、送信装置の作動	である。 いて、それぞれ任意の の相手方との通信の自 イ 免許状に記載される 任意の一周波数) ア 周波熱及びないた、それ 偏差の良否(中短波数) ア 周波数及び空中線電
F. 6-3	F. 4-3	[盤]	[盤]		F 417	F 417	[匝刊]	[區4]
[盤]	[盤]	[盤]	[盤]		[區刊]	[匠山]	[匝刊]	[교식]
	設備の機器第二十八条第二項	[盤]	[霍]		本文の無線:大 施行規則	設備の機器第二十八条第二項	[區刊]	[區4]
		の確認 22 送受信部の性能	意の一周波数)の相手方との通信の良否(任の推手方との通信の良否(任免許記録された通信				の確認 2 送受信部の性能	の一周波数)相手方との通信の良否免許状に記載された。

備考 表中の [] の記載は注記である。

〇 総務省告示第 号

ら施行する。法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十七号)の施行の日(令和○年○月○日)か無線通信規則付録第十六号に掲げる書類の備付けに代えることができる方法を次のように定め、電波電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十八条第六項の規定に基づき、

務大臣が別に告示する方法を定める件)は、令和○年○月○日限り、廃止する。なお、平成二十一年総務省告示第五百六十六号(電波法施行規則第三十八条第五項の規定により総

令和 年 日 日

総務大臣 〇〇 〇〇

て総務省電波利用ポータル(https://www.tele.soumu.go.jp/)に掲載する方法無線通信規則付録第十六号に掲げる書類に代えることができるものの内容を、その有効期間を付し

○ 総務省告示第 中

法律(令和七年法律第二十七号)の施行の日(令和○年○月○日)から施行する。磁的記録の内容を確認することができる方法を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する的記録を直ちに、かつ、見やすく表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電底する流付書類又は同条第三項の書類に係る電磁的記録を提出した高周波利用設備のうち、その電磁項各号に掲げる書類に係る電磁的記録を提出した無線局及び同規則第四十五条の三第一項第二号に規第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、電子申請等により、同規則第三十八条第七電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十八条第七項(第四十五条の三

今和○年○月○日限り、廃止する。理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件)は、を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合なお、平成二十一年総務省告示第三百二十三号(電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録

令和 年 日 日

総務大王 〇〇 〇〇

(以下「添付書類等に係る電磁的記録」という。)の写しであることを総務大臣又は総合通信局長一 総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された添付書類等に係る電磁的記録

(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。) が証明した書面を備え付けておく方法

- が添付書類等に係る電磁的記録を印刷した書面を備え付けておく方法二、免許人又は高周波利用設備の設置者(代理人による申請の場合は、代理人を含む。以下同じ。)
- え付けておく方法当該記録を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる電子計算機その他の機器を備三 免許人又は高周波利用設備の設置者が添付書類等に係る電磁的記録を電磁的方法により記録し、
- 条件に照らしてこれらの管理上合理性があると総務大臣又は総合通信局長が認める方法四 前各項に掲げる方法に準ずる方法であって、無線局又は高周波利用設備の数、設置場所その他の

○ 総務省告示第 中

法律第二十七号)の施行の日(令和○年○月○日)から施行する。る場合を定める件)の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用でき規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号(電波法施行規則の規定により、時計、業務書類電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十八の二及び第三十八条の三の

令和 年 日 日

総務大臣 〇〇 〇〇

正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように致める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改

改		20 日 		
場所に備え付けておくことができる。 誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類(免許記録を除く。)を同表の下欄に掲げる次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線業務日二 業務書類等の備付場所の特例		誌又は施行規則第三十八	、条第一項に規定する書類(<u>一の項無線局は、当該無線局に備え付け</u>	『げる場所に備え付けておくことがで、 二の項、三の項、三の項及び六の項に掲げておかなければならない無線業務日
無篠巵の種別			無線局の種別	舞
[〜川		[~11] 區刊]		
置するものを除く。) 及び無線帯用位置指示無線標識のみを設(船舶局、漕難自動通報局(携をの他の無線局(移動するもの 常置場所		用	(移動するものを除く。) 無人方式の無線設備の無線局字由物体に開設する無線局	当該無線局を管理する場所 無線従事者の常駐する場所又は ち主なもの 無線従事者の常駐する場所のう
[社 郡] る。) 高作を動画を除く。) に限		[俎 區刊]	る。) 航行移動局を除く。)に限置するものを除く。)及び無線帯用位置指示無線標識のみを設合。 化船舶、遭難自動通報局(携その他の無線局(移動するもの	延嗣 验压
[11] 智]		[11] 區斗]		
備考 表中の [] の記載は注記である。				

〇 総務省告示第 号

の施行の日(令和○年○月○日)から施行する。ない書類等を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十七号)申請等を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができ電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第五十四条第一項の規定に基づき、

ることができない書類等を定める件)は、令和○年○月○日限り、廃止する。づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出すなお、平成二十一年総務省告示第三百二十五号(電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基

令和 年 月 日

総務大臣 〇〇 〇〇

それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 施行規則第五十四条第一項の総務大臣が別に告示する書類等は、汝の各号に掲げる手続について、

- 格証書の書換え又は訂正を要することとなる場合に限る。) 合格証書一 検定規則第十一条第一項の規定による合格機器に係る変更の届出(同条第二項の規定により合
- 確認書の訂正を受けなければならない場合に限る。) 確認書二 従事者規則第三十二条の二第一項の規定による確認の取消しの申請(同条第二項の規定により

- 許証三、従事者規則第五十条の規定による免許証の再交付の申請(免許証を失った場合を除く。) 免
- 書」という。)の訂正の申請 証明書四 従事者規則第五十六条の規定による船舶局無線従事者証明書(この号及び次号において「証明
- 証明書五 後事者規則第五十七条の規定による証明書の再交付の申請(証明書を失った場合を除く。)
- の規定による免許証の訂正の申請より免許証の訂正を受けることができるものとされた同令による改正前の従事者規則第四十九条大・無線従事者規則の一部を改正する省令(平成二十一年総務省令第百三号)附則第四項の規定に

を改正する法律(令和七年法律第二十七号)の施行の日(令和○年○月○日)から施行する。手続を行なうことのできる無線局を定める件)の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号(無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第十五条の五第一項第三号の規

令柜 年 日

総務大臣 〇〇 〇〇

規定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

見に免許を受けている無線局を廃止して当該無線局の無線設備をそのまま継続使用して他の **無線司を開設しようとする場合(第三項に規定する場合を徐く。)であって、開設しようとする** 無線局が次に掲げる条件に適合するもの

[4~4 容]

5 現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類(免許記録並びに免許申請書及びその旅 付書類の写しを除く。)をそのまま継続使用すること。

[6 器]

| | 聞に免許を受けている無機局の無機設績をそのまま共通に使用して他の無線局を開設しよう | 1 | 聞に免許を受けている無線局の無線設績をそのまま共通に使用して他の無線局を開設しよう とする場合であって、開設しようとする無線局が炊の各号に掲げる条件に適合するもの

[一~6 答]

4 現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類(<u>名許記録</u>並びに免許申請書及びその統 付書類の写しを除く。)を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用すること ができること。

[心 愿]

[川~円 器]

六 欠の各号に掲げる条件に適合する超函皮多重改送を行う基幹改送局(超函皮多重改送の音声 その他の音響、文字、図形その他の影像又は言号を엺函皮攷送の電皮に重畳するための装置を 有するものを除く。)

[一 盤]

2 明に免許を受けている留風波放送を行う基幹放送局の時計及び業務書願(免許記録並びに 免許申請書及びその练付書願の写しを徐く。)を施行規則第三十八条の三第二項の規定によ り共通に使用することができること。

[の 魯]

珳

見に免許を受けている無線局を廃止して当該無線局の無線設備をそのまま継続使用して他の 無線局を開設しようとする場合(第三項に規定する場合を除く。)であつて、開設しようとする 無線局が炊に掲げる条件に適合するもの

[H~4 匠刊]

5 現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類(免許比述びに免許申請書及びその添け 書類の写しを除く。)をそのまま継続使用すること。

[9 厘半]

とする場合であって、開設しようとする無線局が灰の各号に掲げる条件に適合するもの [--~ 8 교시]

4 現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類(免許状並びに免許申請書及びその派付 書類の写しを除く。)を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することが できること。

[비~면 트리]

六 欠の各号に掲げる条件に適合する單頭皮多重改送を行う基幹改送司(單頭皮多重改送の音声 その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を超短波放送の電波に重量するための装置を **作するものを徐く。)**

2 現に免許を受けている超風波放送を行う基幹放送局の時計及び業務書類(免許状並びに免 許申請書及びその练付書願の写しを徐く。) を施行規訓第三十八条の三第二項の規定により 共通に使用することができること。

[윤 교긔]

満考 表中の「 」の記載は生記である。

○ 総務省告示第 中

法律(令和七年法律第二十七号)の施行の日(令和○年○月○日)から施行する。設備の機能試験の方法を定める件)の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する四年郵政省告示第百二十九号(電波法第三十五条第一号の予備設備を備えている義務船舶局等の無線無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第六条第二項の規定に基づき、平成

令柜 年 日

総務大臣 〇〇 〇〇

規定の破線で囲んだ部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

	名 円	海	
機能試験の方法は、	次の表の上欄に掲げる無線設備	明の機器について、	それぞれ同表の下欄に掲
げんとおりとする。			

無線設備の機器	黎 :	能試験の方法
器一送信設備及び受信設備の機	1 淡信裝置	あるかを確かめる。 いて直ちに使用できる状態にい、又は擬似空中線回路を用の相手方へ音声の送信を行 免罪記録に記録された通信
	[盤]	[盤]
[[霍]	

げるとおりとする。機能試験の方法は、次の表の上欄に掲げる無線設備の機器について、それぞれ同表の下欄に掲

無線設備の機器	- ※	能試験の方法
器・送信設備及び受信設備の機	1 ※言業團	かを確かめる。 直ちに使用できる状態にある 又は擬似空中線回路を用いて相手方へ音声の送信を行い、 免許状に記載された運信の
	[區4]	[區斗]
[區刊]	[區식]	

備考 表中の [] の記載は注記である。

具体的な確認の方法を定める件)の一部を次のように改正する。五号第三の三凶の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号(登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第十七条及び別表第五号第三の三凶の規

令和 年 月 日

総務大臣 〇〇 〇〇

規定の下線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる 改

第1 無線局(船舶局、船舶地球局、携帯無線通信(設備規則第3条第1号に規定するものをい 第1 [同左] う。以下同じ。)を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム(設備 規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。)の基地局及び陸上移動中継局、ローカ ル5G (設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。) の基地局及び陸上移動中 継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局(設備規則第49条の23の8においてその無線設備の 条件が定められているものに限る。以下同じ。)を除く。)の検査実施要領

「1 略]

2 法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
法第60条の時計及び		
備付書類等		
[1 略]		
2 備付書類		
(1) <u>免許記録</u>	備付け(無線航行移動局に	備付け(無線航行移動局に
	<u>あっては掲示を含む。)</u> の有無	<u>あっては掲示を含む。)</u> の有無
	等を調べる。備付けは、施行規	等が法令の規定を満足しない <u>と</u>
	則第38条第1項の表注一(掲示	<u>き</u> は、「不可」とする。
	にあっては、同条第2項)に掲	
	げる方法によるものとなってい	
	<u>るか確認する。</u>	
(2) 無線業務日誌	1 備付けの有無を調べる。	備付けの有無等が法令の規定
	2 使用が終わった日から2年	を満足しないときは、「不可」
	間保存されているかどうか調	とする。
	べる。	
	3 必要な記載事項が記載され	
	ているかどうか調べる。	
(3) その他の書類	備付けの有無の適否を <u>調べ</u>	備付けの有無が法令の規定を
免許申請書の添	<u> </u>	満足しない <u>とき</u> は、「不可」と
付書類の写し、変		する。
更申請書の添付書		
類の写し及び変更		
の届出書の添付書		
類等の写し(包括		
免許に係る特定無		
線局にあっては、		
法第27条の6第3		

[1 同左]

2 法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
法第60条の時計及び		
備付書類等		
[1 同左]		
2 備付書類		
(1) <u>免許状</u>	備付けの有無等を調べる。な	<u>備付け</u> の有無等が法令の規定
	お、免許状に代えてその電磁的	を満足しない <u>とき(注)</u> は、
	記録による写しを備え付けてい	「不可」とする。
	るときは、当該写しを表示でき	
	る備付けの電子計算機その他の	
	機器により表示して調べる(無	
	線航行移動局を除く。)。	
(2) 無線業務日誌	[同左]	[同左]
(3) その他の書類	備付けの有無の適否を <u>調べ</u>	備付けの有無が法令の規定を
免許申請書の添	る。なお、当該書類が電磁的方	満足しない <u>とき(注)</u> は、「不
付書類の写し、変	法により記録されたものである	可」とする。
更申請書の添付書	ときは、当該書類を表示できる	
類の写し及び変更	備付けの電子計算機その他の機	
の届出書の添付書	器により表示して調べる。	
類等の写し(包括		
免許に係る特定無		
線局にあっては、		
法第27条の6第3		

改 正 前

項の届出書の写し)

- 注 備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。
- 3 無線設備等
- 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認(包括免許に係る特定無線局の場合を除く。)

の場合を除く。)			
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	
1 無線局事項書関			
係			
(1) 免許人の氏名	免許記録及び申請書の添付書	相違するときは、「不可」と	
又は名称並びに	類等(写しを含む。)により、	する。	
住所	その記載事項を照合し、確認す		
	る。		
(2) 無線設備の設	無線設備の設置場所(無給電	相違するときは、「不可」と	
置場所(常置場	中継装置の設置場所を含む。)	する。	
所)	を <u>免許記録</u> 及び無線局事項書の		
	写しと照合し、確認する。		
[2 略]			

「一の二~三 略]

- 第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領
- 「1 略]
- 2 法第60条の時計及び備付書類等

10 0010 010 0100 000 0		
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1 略]		
2 備付書類		
(1) <u>免許記録</u>	備付け(掲示を含む。)の有	備付け及び掲示の有無等が法
	無等を調べる。備付けは、施行	令の規定を満足しないときは、
	規則第38条第1項の表注一(掲	「不可」とする。
	示にあっては、同条第2項)に	
	掲げる方法によるものとなって	
	いるか確認する。	

項の届出書の写	
L)	

注 免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合又は当該書類が電磁的 方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、 表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 無線設備等

無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認(包括免許に係る特定無線局の場合を除く。)

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関		
係		
(1) 免許人の氏名	免許状又はその電磁的記録に	相違するときは、「不可」と
又は名称並びに	よる写し(無線航行移動局を除	する。
住所	く。) 及び申請書の添付書類等	
	(写しを含む。)により、その	
	記載事項を照合し、確認する。	
(2) 無線設備の設	無線設備の設置場所(無給電	相違するときは、「不可」と
置場所(常置場	中継装置の設置場所を含む。)	する。
所)	を免許状又はその電磁的記録に	
	よる写し(無線航行移動局を除	
	<u>く。)</u> 及び無線局事項書の写し	
	と照合し、確認する。	
[2 同左]		

「一の二~三 同左]

- 第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領
- 「1 同左]
- 2 法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1 同左]		
2 備付書類		
(1) <u>免許状</u>	<u>備付け</u> の有無等を <u>調べる。</u>	備付けの有無等が法令の規定 を満足しないときは、「不可」 とする。

(2) 無線業務日誌	1 備付けの有無を調べる。	備付けの有無等が法令の規定
	2 使用が終わった日から2年	を満足しないときは、「不可」
	間保存されているかどうか調	とする。
	べる。	
	3 必要な記載事項が記載され	
	ているかどうかを調べる。	
(3) その他の書類	備付けの有無及び現行化の適	備付けの有無が法令の規定を
免許申請書の添	否を調べる。_	満足しない <u>とき</u> は、「不可」と
付書類の写し、変		する。
更申請書の添付書		
類の写し、変更の		
届出書の添付書類		
等の写し、船舶局		
局名録等		

注 備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3 無線設備等

無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関		
係		
(1) 免許人の氏名	免許記録及び申請書の添付書	相違するときは、「不可」と
又は名称並びに	類(写しを含む。)により、そ	する。
住所	の記載事項を照合し、確認す	
	る。	
(2) 無線設備の設	免許記録及び無線局事項書の	相違するときは、「不可」と
置場所	写しと照合し、確認する。	する。
[(3) • (4) 略]		
(5) 船舶関係事項	次の事項について、 <u>免許記</u>	[同左]
(船舶局に限	録、無線局事項書の写し、船舶	
る。)	国籍証書、船舶検査証書、運航	
	許可書等と照合し、確認する。	
	1 船舶の所有者	
	2 船舶の用途	
	3 航行区域(航行する区域	

(2) [同左]	[同左]	[同左]
(3) [同左]	備付けの有無及び現行化の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備え付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無が法令の規定を 満足しない <u>とき (注)</u> は、「不 可」とする。

注 当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え 付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 無線設備等

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関		
係		
(1) [同左]	<u>免許状</u> 及び申請書の添付書類	[同左]
	(写しを含む。)により、その	
	記載事項を照合し、確認する。	
(2) [同左]	免許状及び無線局事項書の写	[同左]
	しと照合し、確認する。	
[(3)・(4) 同左]		
(5) 船舶関係事項	次の事項について、 <u>免許状</u> 、	[同左]
(船舶局に限	無線局事項書の写し、船舶国籍	
る。)	証書、船舶検査証書、運航許可	
	書等と照合し、確認する。	
	1 船舶の所有者	
	2 船舶の用途	
	3 航行区域(航行する区域	

及び航行する海域) 又は従業制限 4 国際航海従事の有無 5 総トン数 6 旅客定員 7 主たる停泊港 8 船体番号又は漁船登録 番号	

「二・三 略]

第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地 局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通 信を行う地球局の検査実施要領

[1 略]

2 法第60条の備付書類

10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11		
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 免許記録	備付けの有無等を <u>調べる。備</u>	備付けの有無等が法令の規定
	付けは、施行規則第38条第1項	を満足しない <u>とき</u> は、「不可」
	の表注一(掲示にあっては、同	とする。
	条第2項) に掲げる方法による	
	ものとなっているか確認する。	
2 その他の書類	備付けの有無の適否を <u>調べ</u>	備付けの有無が法令の規定を
免許申請書の添	<u>る。</u>	満足しない <u>とき</u> は、「不可」と
付書類の写し、変		する。
更申請書の添付書		
類の写し及び変更		
の届出書の添付書		
類等の写し(包括		
免許に係る特定無		
線局にあっては、		
法第27条の6第3		
項の届出書の写		
L)		

注 備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電 子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表

	及び航行する海域)又は従	
	業制限	
	4 国際航海従事の有無	
	5 総トン数	
	6 旅客定員	
	7 主たる停泊港	
	8 船体番号又は漁船登録	
	番号	
	9 信号符字	
「9 同左〕		

「二・三 同左]

第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地 局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通 信を行う地球局の検査実施要領

[1 同左]

2 法第60条の備付書類

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 <u>免許状</u>	備付けの有無等を調べる。な	備付けの有無等が法令の規定
	お、免許状に代えてその電磁的	を満足しない <u>とき(注)</u> は、
	記録による写しを備え付けてい	「不可」とする。
	るときは、当該写しを表示でき	
	る備付けの電子計算機その他の	
	機器により表示して調べる。	
2 [同左]	備付けの有無の適否を調べ	備付けの有無が法令の規定を
	<u>る。</u>	満足しないとき (注) は、「不
	なお、当該書類が電磁的方法	可」とする。
	により記録されたものであると	
	きは、当該書類を表示できる備	
	付けの電子計算機その他の機器	
	により表示して調べる。	

注 免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合又は当該書類が電磁的 方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、

示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌である ときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3 無線設備等

無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認(包括免許に係る特定無線局の場合を除く。)

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関		
係		
(1) 免許人の氏名	免許記録及び申請書の添付書	相違するときは、「不可」と
又は名称並びに	類等(写しを含む。)により、	する。
住所	その記載事項を照合し、確認す	
	る。	
(2) 無線設備の設	無線設備の設置場所を免許記	相違するときは、「不可」と
置場所	<u>録</u> 及び無線局事項書の写しと照	する。
	合し、確認する。	
[2 略]		

[一の二~三 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 無線設備等

無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認(包括免許に係る特定無線局の場合を除く。)

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関		
係		
(1) 免許人の氏名	免許状又はその電磁的記録に	[同左]
又は名称並びに	よる写し及び申請書の添付書類	
住所	等(写しを含む。)により、そ	
	の記載事項を照合し、確認す	
	る。	
(2) 無線設備の設	無線設備の設置場所を <u>免許状</u>	[同左]
置場所	又はその電磁的記録による写し	
	及び無線局事項書の写しと照合	
	し、確認する。	
[2 同左]		

[一の二~三 同左]

圣 三

(令和○年○月○日)から施行する。 □ この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十七号)の施行の日

(凝過推圖)

3の2の表及び第3の3の一の表の規定の適用については、なお従前の例によることができる。務省告示第二百七十八号第1の2の表、第1の3の一の表、第2の2の表、第2の3の一の表、第2~2~1の告示の施行の日から五年を経過する日までの間は、この告示による改正前の平成二十三年総

○ 総務 御 告 示 第 中

法を定める件)の一部を次のように改正する。囚の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号(登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三宮の規定に基登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第二十条及び別表第七号第三の三辺の規定に基

令和 年 月 日

総務大臣 〇〇 〇〇

に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄

改 正 後

改 正 前

「1 略]

2 法第60条の時計及び備付書類等

佐弗60条の時計及UMINI 青銀寺	
点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 時計	備付けの有無を確認する。
2 備付書類	
(1) 免許記録	備付け(船舶局、船舶地球局及び無線航行移動
	局にあっては掲示を含む。) の有無等を確認す
	る。備付けは、施行規則第38条第1項の表注一
	(掲示にあっては、同条第2項) に掲げる方法に
	よるものとなっているか確認する。
(2) 無線業務日誌	1 備付けの有無を確認する。
	2 使用が終わった日から2年間保存されている
	かどうか調べる。
	3 必要な記載事項が記載されているかどうか調
	べる。
(3) その他の書類	備付けの有無の適否を調べる。
免許申請書の添付書類の写し、	
変更申請書の添付書類の写し及び	
変更の届出書の添付書類等の写し	
(包括免許に係る特定無線局に	
あっては、法第27条の6第3項の	
届出書の写し)	

- 注 備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電 子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表 示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌である ときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。
- 3 無線設備等
- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認(包括免許に係る特定無線 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認(包括免許に係る特定無線

[1 同左]

2 法第60条の時計及び備付書類等

登録検査等事業者等規則別表第7号及び施行規則第40条に規定する条件に適合しているこ しとを確認する。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、 当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べるものとすると : (船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局を除く。)。

3 無線設備等

局の場合を除く。)

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 無線局事項書関係	
(1) 免許人(予備免許を受けた者を	免許記録又は予備免許通知書(電子処分通知等
含む。)の氏名又は名称並びに住	<u>を含む。以下同じ。)</u> 及び申請書の添付書類等
所	(写しを含む。) により、その記載事項を照合
	し、確認する。
(2) 無線設備の設置場所(常置場	無線設備の設置場所(無給電中継装置の設置場
所)	所を含む。)を <u>免許記録</u> 又は予備免許通知書及び
	無線局事項書の写しと照合し、確認する。
[(3)·(4) 略]	
(5) 船舶又は航空機関係事項	
ア 船舶局	免許記録又は予備免許通知書及び無線局事項書
	の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可
	書等と照合し、確認する。
イ 航空機局	免許記録又は予備免許通知書及び無線局事項書
	の写し、航空機登録証明書、耐空証明書等と照合
	し、確認する。

[注1・2 略]

[一の二・二 略]

三 総合試験

[略]

点検対象無線局等 の種別	総合試験の方法等	備考
[1・2 略]		
3 地上基幹放送	(1) 免許記録に記録され、又は無線局事項書の写し	[略]

局の場合を除く。)

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 無線局事項書関係	
(1) 免許人 (予備免許を受けた者を	<u>免許状若しくはその電磁的記録による写し</u> 又は
含む。)の氏名又は名称並びに住	予備免許通知書及び申請書の添付書類等(写しを
所	含む。)により、その記載事項を照合し、確認す
	る。
(2) 無線設備の設置場所(常置場	無線設備の設置場所(無給電中継装置の設置場
所)	所を含む。)を免許状若しくはその電磁的記録に
	よる写し又は予備免許通知書及び無線局事項書の
	写しと照合し、確認する。
[(3)・(4) 同左]	
(5) 船舶又は航空機関係事項	
ア 船舶局	<u>免許状</u> 又は予備免許通知書及び無線局事項書の
	写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書
	等と照合し、確認する。
イ 航空機局	<u>免許状若しくはその電磁的記録による写し</u> 又は
	予備免許通知書及び無線局事項書の写し、航空機
	登録証明書、耐空証明書等と照合し、確認する。
[2 同左]	

[注1・2 同左]

[一の二・二 同左]

三 総合試験

[同左]

点検対象無線局等	総合試験の方法等	備考
の種別		
[1・2 同左]		
3 地上基幹放送	(1) 免許状若しくはその電磁的記録による写し又は	[同左]

局	に記載された放送区域内における受信状況を確認		局	無線局事項書の写しに記載された放送区域内にお	
	する。			ける受信状況を確認する。	
				[(2)・(3) 同左]	
	[(2)・(3) 略]		[4~6 同左]		
[4~6 略]					
[注1・2 略]			[注1・2 同左]		
備考 表中の [] の記	載は注記である。	-			

至 宝

(福行型口)

○月○日)から施行する。 1 この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十七号)の施行の日(令和○年

(凝過推圖)

できる。第二百七十九号第二項並びに第三項第一号及び第三号の規定の適用については、なお従前の例によることが2 この告示の施行の日から五年を経過する日までの間は、この告示による改正前の平成二十三年総務省告示

○総務省告示第 中

から施行する。電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十七号)の施行の日(令和〇年〇月〇日)郵政省告示第五百五十三号(無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のように改正し、無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年

令和 年 月 日

総務大臣 〇〇 〇〇

規定の下線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

				,	松	빔	继																					744	<u> </u>	띰	海											
別表	長第三号	号 法規	<u>I</u>																別ョ	長角	三三	号	[[司左	走]																	
授美	業科目)	及び内容	ぶの分類	養月	成 課	程兒	別の	授美	業の	要	否及	支び	程月	隻 ((注))			授訓	業系	斗目)	及て	バ内に	容の	の分類	類		養 成	課	锃 別	0	授業	きの	要	否及	 えび	程月	度((注))		
				第	第	第	第	第	レ	航	航	第	第	第	国	第	第	第									•	第	第	第	第	第	レ	航	航	第	第	第	国	第	第	第
授	授業			Ξ	四	_	1_	Ξ	_	空	空	_	=	Ξ	内	=	Ξ	四	授	授	業							三	四	_	=	=	_	空	空	_	=	三	内	=	三	四
業	内 容			級	級	級	級	級	ダ	無	特	級	級	級	電	級	級	級	業	内	容							級	級	級	汲	級	ダ	無	特	級	級	級	電	級	級	級
科		授業内	授業内容の評	海	海	海	海	海	_	線	殊	陸	陸	陸	信	ア	ア	ア	科			授	業 内	授	業卢	勺容の	り詳	海	海	海	毎	海	_	線	殊	陸	陸	陸	信	ア	ア	ア
目		容の要	細	上	上	上	上	上	級	通	無	上	上	上	級	マ	マ	マ	目			容	の要	細				上	上	Ŀ.	Ŀ.	Ŀ.	級	通	無	上	上	上	級	マ	マ	マ
		山口		無	無	特	特	特	海	信	線	特	特	特	陸	チ	チ	チ				山						無	無	特	侍 :	特	海	信	線	特	特	特	陸	チ	チ	チ
				線	線	殊	殊	殊	上	士	技	殊	殊	殊	上	ユ	ユ	ユ										線	線	殊	殊	殊	上	士	技	殊	殊	殊	上	ユ	ユ	ユ
				通	通	無	無	無	特		士	無	無	無	特	ア	ア	ア										通	通	無	#	無	特		士	無	無	無	特	ア	ア	ア
				信	信	線	線	線	殊			線	線	線	殊	無	無	無										信	信	線	泉	線	殊		 	線	線	線	殊	無	無	無
				士	士	技	技	技	無			技	技	技	無	線	線	線										士	士	技	支	技	無			技	技	技	無	線	線	線
						士	士	士	線			士	士	士	線	技	技	技												± :	±	士	線		 	士	士	士	線	技	技	技

電[略]	[略]	技士士士		: ±
	[41]			
波無線【同左】				
法局の免許記免許記	記録記録 C <td>$\mathbf{c} \mid \mathbf{c} \mid$</td> <th>C 法 局 の <u>免 許 状 免 許 状 記 載 事</u> C C C C C C C C C C C </th> <td>C</td>	$\mathbf{c} \mid \mathbf{c} \mid$	C 法 局 の <u>免 許 状 免 許 状 記 載 事</u> C C C C C C C C C C C	C
令 免許 録記録事項			令 免 許 <u>記 載 事 項</u>	
事項及指定事	事項又は		項及び指定事項又は	
びその無線	受備の設		その変無線設備の設	
変更等置場点	所の変更		更等置場所の変更	
等			等	
[略]			[同左]	
[略]			[同左]	
無線局廃止原	<u> </u>	$c \mid c \mid c \mid \mid c \mid c \mid c \mid$		C
の廃止の発射	上の防止		の廃止の発射の防止	
			及び免許状の	

																		返納_												
[略	}]														[[司左	≣]													
運	一通則	[略]													運	_	通則	[同左]												
用	般	免許記録記録 事項の遵守	A A	A	A C	С	A	A	A	A C	C	A	A	A	用	般		免許状記載事 項の遵守	A	A	A	A	С	C A	A	A	A	СС	A	A A
		[略]																[同左]												
	[略]																[同左]												
	[略]															[同左]													
業	[略]														業	[]	同左]													
務	業[略]														務	業	[同左]]												
書	務免許訂	出備付け (掲示	ВВ	В	СС	С	В	С	С	c c	C	C	С	С	書	務	免許状	備付け又は掲	В	В	В	С	С	В	C	С	С	СС	С	СС
類	書 <u>録</u>	を含む。)_													類	書		示の義務												
	類															類														
		変更																訂正、再交付												
																		又は返納												

[略]	[同左]
[略]	[同左]
[略]	[同左]